

事業概要

平成 26 年度

広島県東部厚生環境事務所福山支所
広島県東部保健所福山支所

目 次

I 概況

1	管内の概況	1
2	市町別主要指標	2
3	管内図	3
4	行政組織・業務内容	4
	(1) 行政組織	4
	(2) 沿革	5
5	常設の相談等の実施計画	7

II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	8
	(1) 情報収集管理	8
	(2) 人材の育成と資質の向上	8
	(3) 地域保健対策協議会	8
2	母子（寡婦）対策	8
3	医療対策	9
	(1) 医療施設対策	9
	(2) 救急医療対策	9
4	健康増進対策等	9
	(1) 生活習慣病対策	9
	(2) 食育推進対策	10
	(3) 肝炎対策	10
	(4) 栄養改善対策	10
	(5) 歯科保健対策	10
	(6) 健康増進対策	10
5	母子保健対策	10
	(1) 心身障害児対策	11
	(2) 不妊治療支援事業	11
6	感染症対策	11
	(1) 感染症対策	11
	(2) 結核対策	11
	(3) エイズ・性感染症対策	12
7	精神保健福祉対策	12
	(1) 医療対策の推進	12
	(2) 精神保健対策の推進	13
	(3) 自殺予防対策推進事業	13
8	難病対策	13
	(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業	14
	(2) 難病相談等支援事業	14
	(3) 難病患者地域支援対策推進事業	14

9	食品衛生対策	14
(1)	監視指導	14
(2)	食中毒対策	15
10	狂犬病予防対策	15
11	薬事対策	15
(1)	医薬品対策	15
(2)	毒物劇物対策	15
(3)	麻薬, 向精神薬, 覚せい剤, 大麻, けし対策	15
(4)	献血対策	16
(5)	シックハウス対策	16
12	環境保全対策	16
(1)	地球温暖化対策	16
(2)	大気汚染防止対策	16
(3)	水質汚濁防止対策	17
(4)	ダイオキシン類対策	17
(5)	地下水汚染防止対策	17
(6)	出口川汚染防止対策	17
(7)	化学物質対策	17
(8)	土壌汚染対策	17
13	廃棄物対策	18
(1)	一般廃棄物対策	18
(2)	産業廃棄物対策	18
(3)	びんごエコタウン事業	18
14	試験検査業務	19
(1)	食品衛生関係	19
(2)	環境関係	19
(3)	感染症関係	19

Ⅲ 資料

1	管内の状況 一覧(その1)	20
2	管内の状況 一覧(その2)	21

地域保健福祉対策

(1)	保健福祉関係学生の実習受入れ状況	22
(2)	衛生教育の実施状況	23
(3)	市町指導の状況	23
(4)	圏域地域保健対策協議会の状況	24
(5)	医師臨床研修受入れ状況	24

身体障害者(児)福祉・知的障害者(児)福祉対策

(1)	ろうあ者専門相談員の相談指導状況	25
-----	------------------	----

児童・母子（寡婦）福祉対策

- (1) 母子福祉資金の貸付状況 26
- (2) 寡婦福祉資金の貸付状況 27

医療対策

- (1) 病院・診療所の状況 28
- (2) 立入検査及び使用許可件数 28

健康増進・栄養改善対策等

- (1) 給食施設等の指導状況 29
- (2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況 30
- (3) 栄養・運動等指導の実施状況 30
- (4) 健康増進事業実施状況 31

感染症対策

- (1) 感染症発生状況 32
- (2) 結核の状況 33
- (3) 感染症発生に伴う指導状況 36
- (4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況 37
- (5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況 37
- (6) 健康教育実施状況 37
- (7) 肝炎相談件数及び肝炎ウイルス検査の実施状況 38

歯科保健対策

- (1) 訪問指導等の状況 39
- (2) 相談事業の状況 39
- (3) 市町指導・支援の状況 39

精神保健福祉対策

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況 40
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 40
- (3) 組織育成支援状況 40
- (4) 相談指導実施状況 41
- (5) 家庭訪問指導状況 41
- (6) 普及啓発・人材養成実施状況 42

難病対策等

- (1) 特定疾患治療研究事業の承認状況 43
- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況 45
- (3) 相談事業の実施状況 46
- (4) 電話相談及び面接相談等の状況 46
- (5) 家庭訪問指導の状況 47
- (6) 患者・家族に対する学習会の実施状況 47
- (7) アレルギー疾患相談事業等実施状況 48
- (8) アスベスト相談状況 49

母子保健対策

- (1) 長期療養児療育相談指導の実施状況 50
- (2) 不妊治療費助成の申請状況 50

食品衛生対策

- (1) 施設数の状況 51
- (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況 53
- (3) 食品衛生監視指導状況 54
- (4) 食品収去検査状況 56
- (5) 集団食中毒発生状況 56

生活衛生対策等

- (1) 狂犬病予防業務の状況 57

薬事対策

- (1) 薬事等監視指導状況 58
- (2) 毒劇物監視指導状況 59
- (3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況 60
- (4) 医薬品収去検査状況 61
- (5) 献血状況 61

環境保全対策

- (1) 公害関係特定施設の状況 62
- (2) 土壌汚染、化学物質対策の状況 62
- (3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況 63
- (4) 公害苦情事案の取扱状況 63
- (5) 水質事故事案の取扱状況 63
- (6) 大気汚染測定網（常設）一覧表 64
- (7) 環境調査の実施状況 65

廃棄物対策

- (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況 66
- (2) 産業廃棄物処理業許可状況 67
- (3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況 67
- (4) 産業廃棄物処理施設設置状況等 68
- (5) 産業廃棄物関係立入指導状況 69
- (6) 産業廃棄物に係る協議等 70

試験検査業務

- 試験検査の実施状況 71

その他の資料

- (1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧 72
- (2) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧 72

I 概 況

1 管内の概況

東部厚生環境事務所福山支所の管内区域は、福山市、府中市、神石郡神石高原町の2市1町である。

なお、福山市は平成10年4月に中核市へ移行し、保健所業務のほとんどは福山市に移管されている。

管内面積は1,095.67km²で、県の総面積の12.9%を占めている。

地形は、東西に約30km、南北に約60kmと南北に長く、南は標高0mの沿岸地域から北は標高600mの山間部に至り、東は岡山県に接し、南は瀬戸内海を隔てて愛媛県に接している。

気候は、南部は瀬戸内海型気候に属して温暖であるが、北部は標高が高く、準高冷地型で寒暖の差が大きい。

管内人口(平成26年1月1日現在)は518,689人で、県の総人口の18.3%を占めている。平成25年の人口動態では、各市町とも減少している。

1世帯当たりの人数は2.42人で逐年減少し、核家族化が進んでいる。また、65歳以上の高齢者が人口に占める割合の管内平均(26.0%)は県平均(25.9%)とほぼ同じであるが、神石高原町では44.2%を超えるなど、過疎地域を中心に人口の高齢化が急速に進んでいる。

就業構造は、総体的には第3次産業への就業者比率が高くなってきているものの、内陸型工業都市として発展してきた府中市等では第2次産業への就業者比率が高くなっている。

また、福山市内海町では漁業、神石高原町では農業と、第1次産業への就業者比率が高くなっている。

産業は、世界有数の規模・生産量をもつ製鉄所、世界と競っている造船・電機・機械、天然油脂や繊維メーカー、先進的な電子産業関連企業群がある一方、木工や家具等の地場産業も集積している。管内には、地場産業からハイテク産業まで、その専門領域でキラリと光る「オンリーワン企業」「ナンバーワン企業」が多く集積している。

農業は、南部沿岸地域は水稻を中心に野菜(くわい、きゅうり、ほうれんそう)、果樹(ぶどう、柿、あんず、桃)、花(菊)、工芸農作物(い草)の生産が、北部地域は水稻を基幹とし、高冷地の特性を活かした施設野菜(トマト、ほうれんそう)、工芸農作物(こんにゃく)、花(菊)、肉用牛、乳用牛、鶏(採卵用)が盛んであり、また、森林資源を活用した木材、しいたけの生産も行われている。

交通は、東西方向にはJR山陽新幹線、JR山陽本線、第三セクター井原線の各鉄道のほか山陽自動車道、国道2号、国道486号などが、南北方向にはJR福塩線、国道182号、国道313号、県道府中上下線、県道福山沼隈線などがあり、地域の幹線交通網を形成している。

2 市町別主要指標

(平成26年1月1日現在)

区 分	県 全 体	総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町
面積 (K m ²)	8,479.81	1,095.67	518.15	195.71	381.81
世帯数	1,244,382	214,707	193,467	17,174	4,066
総人口	2,838,523	518,689	466,604	41,930	10,155
0歳～14歳	385,624	72,244	66,557	4,799	888
	(13.6)	(13.9)	(14.3)	(11.4)	(8.7)
	15歳～64歳	1,717,490	311,820	283,698	23,339
	(60.5)	(60.1)	(60.8)	(55.7)	(47.1)
65歳～	735,409	134,625	116,349	13,792	4,484
	(25.9)	(26.0)	(24.9)	(32.9)	(44.2)
人口密度	334.7	473.4	900.5	214.2	26.6
市章・町章 及びその由来					
			<p>福山城があるところは、もとは蝙蝠山(こうもりやま)と称していましたが、「蝠」は福に通じることから「福山」と称されました。その蝙蝠と山をかたどり、市章としたものです。</p> <p>【1917年7月1日制定】</p>	<p>「フ」と「中」をデフォルメし、円満のうちに大きく発展上昇の意を表しています。</p> <p>【1954年6月28日制定】</p>	<p>神石高原の「じ」の形を、高原の自然の源となる「太陽」「星」「月」のパーツを配して表現しています。</p> <p>また、星(夢・未来・輝き)に向かい手を広げ抱もうとする姿を現し、対外的には神石高原町の町民の社会貢献と前向きな姿勢を象徴しています。</p> <p>【2004年11月制定】</p>
市町の花と木			ばら、キク せんだん、モクセイ、 クスノキ	あじさい さくら	ヒゴタイ ヤマボウシ

(注1) 面積…「平成25年度全国都道府県市区町村別面積調(速報値)」<国土交通省国土地理院>

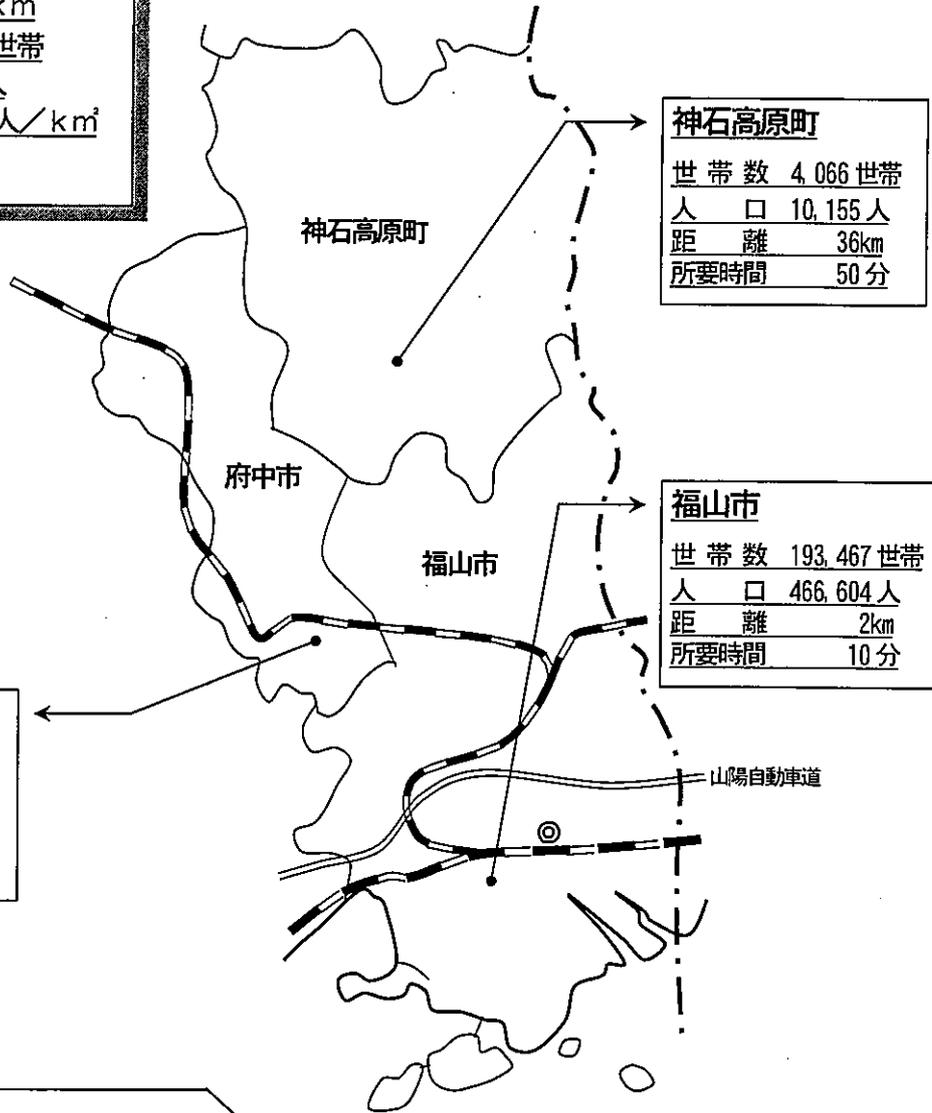
(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成26年1月1日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

3 管内図

東部厚生環境事務所福山支所 東部保健所福山支所	
面積	1,095.67 km ²
世帯数	214,707世帯
人口	518,689人
人口密度	473.4人/km ²



神石高原町	
世帯数	4,066世帯
人口	10,155人
距離	36km
所要時間	50分

福山市	
世帯数	193,467世帯
人口	466,604人
距離	2km
所要時間	10分

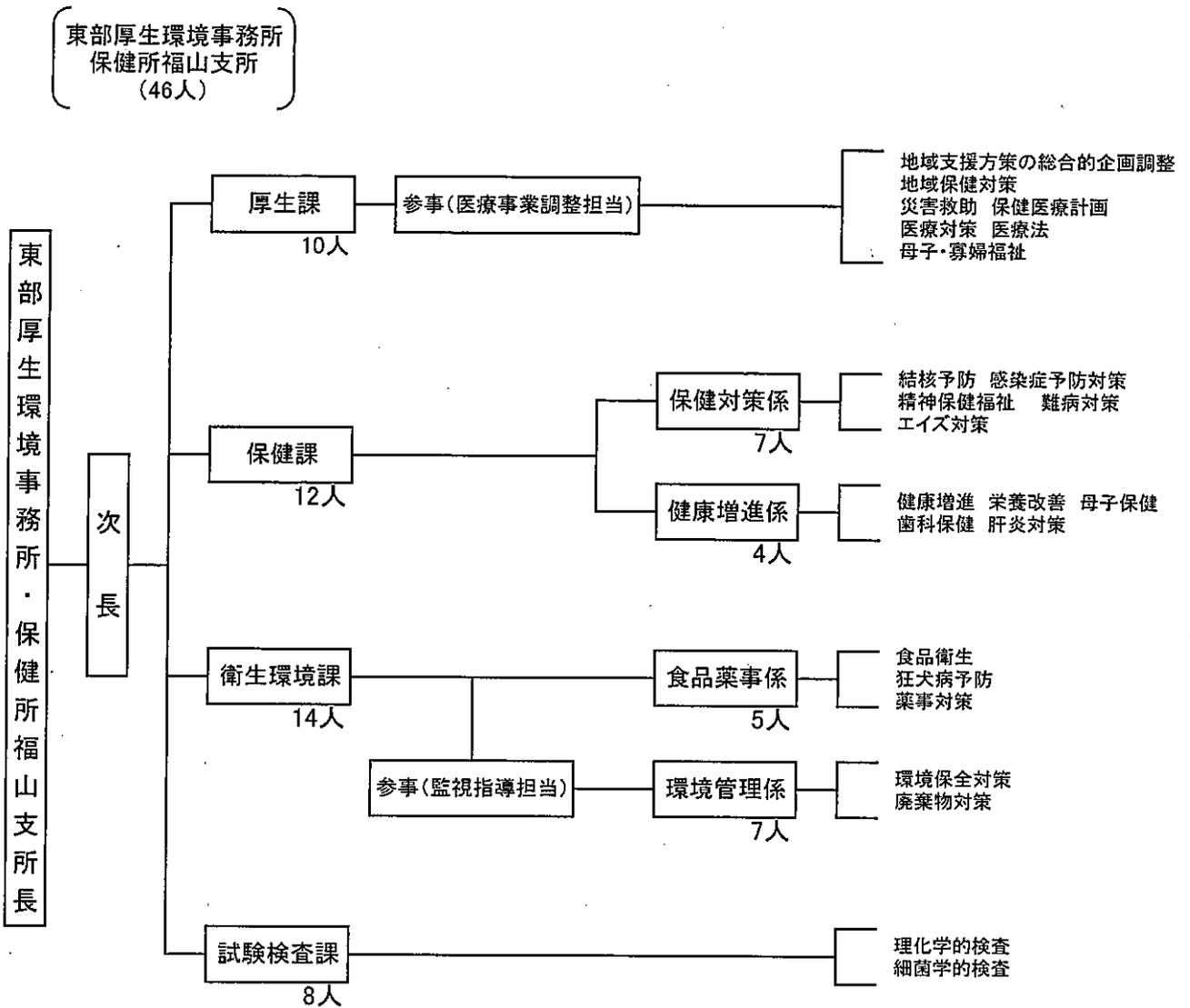
府中市	
世帯数	17,174世帯
人口	41,930人
距離	27km
所要時間	40分



- 参考資料
- ・平成25年度全国都道府県市区町村別面積調<国土交通省地理院>
 - ・住民基本台帳年報<総務省>
(平成26年1月1日現在)
- ◎ 当所
● 市役所, 役場

4 行政組織・業務内容

(1) 行政組織



(2) 沿革

広島県東部厚生環境事務所福山支所		広島県東部保健所福山支所	
		S12. 12. 1	許可 内務省広行第7号
		13. 8. 1	福山市入船町 1162 に福山保健所を設置 福山市, 深安郡を管轄 (広島県で最初の保健所)
		19. 10. 20	沼隈郡の一部を追加所管
		20. 8. 8	戦災で庁舎焼失, 野村澄江宅に仮事務所を設置
		20. 8. 23	三吉町福山誠之館中学校に移転
		21. 3. 25	野上町旧曙部隊医務室跡に移転
		23. 5. 30	新保健所法の施行に伴い, 警察署から書類引継
		24. 5. 26	新馬場町 2339 に新庁舎落成, 1 市 3 町 23 村を所管
S26. 10. 1	福山, 芦品, 神石地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	26. 4. 1	A 級保健所に昇格
31. 5. 1	福山地方事務所に福祉課を設置 芦品, 神石地方事務所を廃止 府中駐在所, 油木駐在所を設置		
39. 4. 1	福山市東桜町 3-7 に福山福祉事務所を設置, 3 市 11 町 2 村を管轄 社会課, 保護課, 児童家庭課の 3 課制 府中駐在所, 油木駐在所を廃止	33. 12. 22	都市計画により御門町に庁舎新築
		39. 4. 1	沼隈郡内海町を尾道保健所から移管
		40. 9. 1	福山市花園町 1 丁目 5-2 に変更 (住居表示に関する法律施行)
		41. 5. 1	尾道保健所管内松永市の福山市との合併に伴い, 旧松永市区域を所管 (1 市 4 町)
46. 10. 15	福山市三吉町 286-2 に移転 (福山合同庁舎)	42. 4. 1	保健所型別 UR I 型に格付
48. 4. 1	児童家庭課を福祉課に名称変更	48. 3. 31	福山市三吉町 286-2 に移転 (福山合同庁舎)
		49. 4. 1	府中保健所管内芦田町が福山市へ編入合併
51. 4. 1	県の行政機構改革により, 三次福祉事務所 管轄の甲奴郡を管轄区域に編入 福祉課を指導課に, 保護課を福祉課に名称変更	50. 2. 1	府中保健所管内駅家町が福山市へ編入合併
58. 11. 21	福山市三吉町 1-1-1 に変更 (住居表示に関する法律施行)	58. 11. 21	福山市三吉町 1-1-1 に変更 (住居表示に関する法律施行)
59. 4. 1	福祉課で 4 法現業事務を担当		
H 5. 4. 1	福山福祉事務所, 福山保健所, 府中保健所を統合し, 福山合同庁舎に福山総合福祉保健センター (福山 福祉保健センター・福山保健所) を設置, 2 市 10 町 1 村を管轄 また, 府中合同庁舎に府中地域総合福祉保健センター (府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所) を設置, 1 市 7 町 1 村を管轄		
9. 4. 1	保健福祉推進室を設置		
10. 4. 1	福山市の中核市移行により, 保健所所管区域から福山市を除く		
11. 4. 1	府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所の業務の一部を, 福山福祉保健センター・福山保健所に移管		
13. 4. 1	県の行政組織の再編整備により福山地域事務所を設置 福山福祉保健センター・保健所の業務を福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所で分掌し, 総務課 及び保健福祉推進室の業務を新たに設置した厚生推進課で分掌 環境衛生課を生活衛生課に名称変更 三原保健所及び三原保健所尾道支所の試験検査課の業務を当保健所の試験検査課に統合 府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所の業務の全部を統合 甲奴郡を備北地域事務所に移管 (管内 2 市 7 町 1 村となる)		
15. 2. 3	沼隈郡内海町及び芦品郡新市町が福山市へ編入合併 (管内 2 市 5 町 1 村となる)		

16. 4. 1	甲奴郡上下町が府中市へ編入合併
16. 11. 5	神石郡油木町, 神石町, 豊松村及び三和町が合併して神石高原町を新設 (管内 2 市 3 町となる)
17. 2. 1	沼隈郡沼隈町が福山市へ編入合併 (管内 2 市 2 町となる)
18. 3. 1	深安郡神辺町が福山市へ編入合併 (管内 2 市 1 町となる)
21. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い, 地域事務所から専門分野ごとに独立した事務所を設置し, 東部厚生環境事務所・保健所の所管区域に入り, 東部厚生環境事務所・保健所福山支所となる。 厚生保健課, 衛生環境課を設置し, 試験検査課とともに 3 課制となる。
24. 4. 1	組織再編により厚生保健課を廃止し, 厚生課, 保健課を設置。 衛生環境課, 試験検査課とともに 4 課制となる。

旧府中地域福祉保健センター・福山保健所府中支所

S19. 10. 1	芦品郡府中町大字府川 651 番地に府中保健所を設置 芦品郡及び御調町の一部 (3 町 20 村) を管轄
24. 11. 1	医務課・予防課の 2 課制となる
26. 5. 18	芦品郡國府村大字府川に庁舎新築
26. 7. 24	医務課を総務課に名称変更
29. 3. 31	芦品郡府中町ほか 5 村が合併し, 府中市発足 (管内 1 市 2 町 15 村となる)
30. 1. 1	芦品郡駅家町ほか 3 村が合併し, 駅家町として発足 (管内 1 市 2 町 12 村となる)
30. 2. 1	芦品郡新市町ほか 3 村が合併し, 新市町として発足, 御調郡菅野村ほか 1 村が管外の御調町へ合併 (管内 1 市 2 町 7 村となる)
30. 3. 31	芦品郡阿字村ほか 1 村が合併し, 協和村発足 (管内 1 市 2 町 6 村となる)
30. 4. 1	芦品郡有磨村ほか 1 村が合併し, 芦田町発足 (管内 1 市 3 町 4 村となる)
31. 9. 30	芦品郡河佐村が府中市へ合併, 御調郡諸毛・三郎丸地区が府中市に編入 (管内 1 市 3 町 2 村となる)
34. 7. 1	芦品郡藤尾村が新市町へ合併 (管内 1 市 3 町 1 村となる)
35. 2. 15	総務課・公衆衛生課・予防課の 3 課制となる
35. 9. 2	保健所型別 R 4 型に格付
42. 4. 1	公衆衛生課を環境衛生課に名称変更
48. 4. 1	総務課・環境衛生課・公害課・予防課の 4 課制となる
49. 4. 1	芦品郡芦田町が福山市へ編入合併 (管内 1 市 2 町 1 村となる)
50. 1. 31	芦品郡駅家町が福山市へ編入合併 (管内 1 市 1 町 1 村となる)
50. 4. 1	芦品郡協和村が府中市へ編入合併 (管内 1 市 1 町となる)
50. 5. 1	府中市元町 1 番地に移転 (府中合同庁舎)
51. 4. 1	三和, 上下両保健所を統合し, 管内が府中市, 芦品郡, 神石郡, 甲奴郡の 1 市 7 町 1 村となる 試験検査室を設置, 4 課 1 室制となる
52. 4. 1	保健婦課を設置, 5 課 1 室制となる
53. 4. 1	保健婦課を保健指導課に名称変更
H 5. 4. 1	福山保健所の所管区域に入り, 福山保健所府中支所となる 併せて府中地域福祉保健センターを新設, 福祉課・保健課・環境課・試験検査室の 3 課 1 室制となる
10. 4. 1	試験検査室が本所に統合され, 3 課制となる
11. 4. 1	業務の一部を福山福祉保健センター・福山保健所に移管
13. 4. 1	業務の全部を福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所に統合

5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(平成26年度)

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
健康増進 栄養改善	アレルギー相談	随時	9:00~17:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士等による相談
	肝炎ウイルス検査	第3火曜日	14:00~15:30	福山庁舎	
母子保健対策事業	長期療養児療育相談	年6回	13:00~15:00	福山庁舎	保健師等による相談
エイズ対策	HIV抗体検査	第2火曜日	9:00~15:30	福山庁舎	6月、12月は夜間17:30~19:00検査実施
難病対策事業	難病相談	偶数月第3木曜日	13:00~15:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士等による相談
	小児慢性特定疾患児 ピアカウンセリング事業	7,11,1,3月第3木曜日	10:00~12:00	府中市保健福祉総合センター	ピアカウンセラー・保健師等による相談
		5,9月第3木曜日	10:00~12:00	神石高原町保健福祉センター	ピアカウンセラー・保健師等による相談
精神保健福祉	ひきこもり・うつ等 専門相談	年12回	13:00~15:00	福山庁舎	精神保健相談医又は精神保健福祉相談員 による相談
	心の健康相談	年2回	13:00~15:00	府中市保健福祉総合センター	精神保健相談医による相談
		年6回	13:00~15:00	神石高原町保健福祉センター	精神保健相談医による相談



Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

少子・高齢化の急速な進展や中山間地域の過疎化問題等の地域課題に対応するためには、長期的・広域的視点からの施策の推進と市町及び関係機関の連携が重要である。

このため、「地域保健法」に基づく地域保健及び地域福祉に係る広域的・専門的・技術的拠点として、市町及び関係機関と連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健福祉対策を推進する。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉施策の展開のためには情報の共有化が必要であり、管内市町及び関係機関の保健福祉情報の収集と提供を行う。

(2) 人材の育成と資質の向上

少子・高齢化の急速な進展や、保健・医療・福祉に対するニーズの多様化により、高齢者や障害者に係る相談や介護、看護等の需用が増大している。これらに対応するため、医師の臨床研修及び保健・医療・福祉関係の学生等の実習指導を実施し、人材を育成する。

(3) 地域保健対策協議会

福山・府中二次保健医療圏内の保健・医療・福祉に関する調査研究・普及啓発活動を実施し、圏域住民の健康保持及び増進に寄与する。

保健医療計画委員会では、平成25年3月に策定された広島県（圏域）保健医療計画（第6次）の進行管理、評価を行うとともに、圏域における病床の適正配置後の医療機能等の評価・検証等を行う。

救急医療委員会では、メディカルコントロール協議会との連携により、圏域で取り組むべき救急医療体制の協議・検討及び医療従事者等の研修を行う。

健康増進計画委員会においては、健康増進圏域計画の推進・進行管理、その実現に向けての調査・研究、協議及び必要な事業を行う。健康増進計画委員会うつ・自殺対策医療連携協議会においては、産業医・かかりつけ医・精神科医の医療連携の推進方策について、検討・協議を行う。

また、勤労世代のうつ病等に関する実態調査をもとに、研修等啓発活動を行う。

感染症対策検討委員会では、院内感染防止対策や新型インフルエンザ医療提供体制の検討及び普及啓発を行う。

2 母子（寡婦）福祉対策

近年、離婚の増加等で母子家庭が急増しており、父子家庭を含めたひとり親家庭では、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないなど、様々な困難に直面している。

母子家庭が経済的に自立した生活を営むことができるよう、子育てと就労の両立支援のための制度の周知に努めるとともに、市町の母子自立支援員との連携を密にして母子寡婦福祉資金の円滑な貸付を行う。

3 医療対策

安心できる医療提供体制を整備するため、医療施設における適切な医療環境の確保を図るとともに、救急医療体制の充実を図るなど、圏域保健医療計画を推進する。

(1) 医療施設対策

医療施設における適切な医療の確保を図るため、主に病院及び有床診療所を対象として医療法の規定に基づく立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設の整備、管理の適正化について指導する。

(2) 救急医療対策

ア 救急告示医療機関

救急医療には、救急告示医療機関（管内：病院 3，有床診療所 1）が対応している。

イ 休日・夜間の救急医療

休日の初期（一次）救急医療体制は、地区医師会による在宅当番医制により確保し、休日及び夜間の入院を伴う重症患者に係る二次救急医療体制は、病院群輪番制（府中地区 2 病院）により確保している。

ウ その他

地域における初期（一次）、二次、三次（福山市民病院救命救急センター）救急の機能分担、産科・小児科救急等について協議・検討を行う。

また、「広島・岡山 県境を越えた医療広域連携会議」においては、広島・岡山両県の行政・医療関係者により、平成 24 年 1 月から、福山・府中地域及び井原・笠岡地域の広域において抱える医療提供体制の諸課題を協議・検討しており、引き続き、相互連携の推進を図る。

4 健康増進対策等

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命の延伸を図るため、住民の主体的な健康づくりを基本とし、がん・生活習慣病の発症予防や重症化予防、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上等につながる対策に取組み、健康ひろしま 2 1（第 2 次）圏域計画の推進を図る。

(1) 生活習慣病対策

平成 25 年 3 月策定の広島県健康増進計画「健康ひろしま 2 1（第 2 次）」及び保健医療計画や食育推進計画等、保健や医療、健康づくり等に関する他計画との調和を図りながら、住民が健康的な生活習慣を実施し、自らの健康を実現するための主体的な実践が行えるよう、福山・府中地域保健対策協議会健康増進計画委員会及び健康ひろしま 2 1 圏域計画推進実務者会議において具体的な推進方策・事業等の協議・推進を図る。

特に、がん検診・特定健康診査の受診率向上に取り組むための受診しやすい環境づくりや、受診のメリットや有効性等受診率向上に向けた広報活動として、保健・医療関係者や行政職員に向けた「がん対策研修会」を継続実施する。

(2) 食育推進対策

県民が食に関する適切な判断を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成がなされることを目指し、食育基本法及び広島県食育基本条例に基づき策定された広島県食育推進計画（第2次）の推進を図る。また、食育推進圏域連絡会議を設置し、食の推進に係る関係機関によるネットワークを構築し、食育に関する情報の共有及び地域の特性に応じた食育を推進することで、県及び市町の食育推進計画（第2次）等の推進を支援する。

(3) 肝炎対策

ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所及び医療機関での肝炎ウイルス検査を実施する。また、根治療法として急速に進展しているインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療について、治療費の一部を助成し、根治療法の進展を図る。

肝炎ウイルス持続感染者の肝疾患患者フォローアップシステムへの登録支援等により、適切な精密検査や治療につなぎ、肝疾患の重症化予防及び肝がんによる死亡率の減少に向けた普及啓発を推進する。

(4) 栄養改善対策

ア 特定給食施設等に対し、利用者に適切な栄養管理に基づいた食事が提供され、施設の食事を通して食育が推進されるよう指導支援する。

イ 地域における栄養相談及び一般栄養改善指導が効果的に実施されるよう、市町栄養士（地域活動栄養士を含む）と連携し情報共有を図り、研修や助言等の支援を行う。

ウ 栄養表示基準制度の普及啓発及び表示のための指導を行う。

エ アレルギー疾患の子どもを持つ保護者の育児不安等を軽減し、子どもの健やかな育成を図るため栄養・生活相談を行う。

(5) 歯科保健対策

平成23年3月14日公布の「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」、平成25年3月策定の「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、「8020運動」など生涯を通じた歯及び口腔の健康づくり等歯科保健活動の普及啓発に努める。また、各地区歯科医師会・市町・歯科衛生連絡協議会等と連携を図り、市町における各ライフステージに応じたう蝕・歯周疾患予防等普及啓発を支援する。

(6) 健康増進対策

市町が地域特性を踏まえて、保健・福祉・医療の連携を図り、健康増進事業と医療保険者による保健事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な助言、連絡調整及び情報の収集・提供を行う。

5 母子保健対策

地域の母子保健対策の推進に向け「健やか親子21・ひろしま」、「健康ひろしま21(第2次)」福山・

府中二次保健医療圏域計画を総合的に推進する。

事業の推進に当たっては、効果的な母子保健対策が展開されるよう、保健所、市町等の関係機関が連携・役割分担して実施する。

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見や療育を目的として、長期療養児療育相談指導事業、先天性代謝異常等検査事業を実施する。市町、関係機関等と十分な連携を取りながら必要に応じた支援を行う。

(2) 不妊治療支援事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。

6 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図り、総合的な対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 感染症対策

平成 21 年に発生した「インフルエンザ (H1N1) 2009」の流行や多剤耐性菌による院内感染などから明らかになった課題を踏まえ、広島県感染症予防計画が平成 24 年 4 月に改正された。

当所では、平成 24 年 3 月に新型インフルエンザ対策会議を設置した。中国での鳥インフルエンザ (H7N9) の発生に伴い、平成 25 年 5 月 9 日に対策会議を開催し、情報共有、医療提供体制等について検討を行うなど、随時情報共有を図っている。

また、福山・府中地域保健対策協議会において、引き続き新型インフルエンザ医療提供体制について検討するとともに、医療機関等における院内感染対策の支援のため次のことを行う。

ア 各医療機関及び高齢者社会福祉施設等における院内感染防止対策を支援するためのネットワークの構築。

イ 新型インフルエンザ対策に関する情報提供及び医療提供体制の整備に係る検討。

ウ 感染症に対する正しい知識の普及啓発、健康危機に対応できる人材の育成。

(2) 結核対策

結核は依然として我が国最大の感染症であり、引き続き結核の根絶を目指し対策を推進する。

管内の状況は、平成 22 年から罹患率が上昇傾向にあり、また、高齢者の占める割合が高く、長期入院者や、高齢者福祉サービス利用者も多いため、接触者健診対象者が増加している。

ア 結核対策特別促進事業

(ア) 地域 DOTS 事業として、結核患者に対して確実に抗結核薬を服用させることにより結核治療の完遂を行い、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防する。

(イ) 普及啓発活動事業として、結核講習会等により、住民や関係施設に対して結核に対する正しい知識及び予防の重要性等の普及啓発を図る。

(ウ) 高齢者福祉施設等の職員への健康教育を実施し、施設における結核予防対策の推進を図る。

イ 患者管理・接触者指導

(ア) 結核患者医療費の公費負担を行い、適正医療の普及を図る。

(イ) 治療終了者への管理検診等を実施し、患者管理の徹底を図る。

(ウ) 二次感染予防及び感染源対策の徹底を図るため、家族及び接触者への健康診断等支援を行う。

(エ) 発生時の適切な対応を図るため、関係機関及び関係職種との連携を強化する。

(3) エイズ・性感染症対策

日本におけるエイズ患者・感染者は、発生動向調査によると年々増加している。

県内の患者・感染者の累積報告数も年々増加しており、エイズ・性感染症の感染予防、まん延防止及び患者・感染者への支援を行う。

ア 普及啓発及び教育の推進

高校生等若年層を対象として予防教育を実施するとともに、H I V検査普及週間や世界エイズデーを中心として、地域住民や関係機関等に対してエイズ啓発展や街頭キャンペーンを実施する。

イ エイズ相談・H I V抗体検査の実施

エイズ相談を随時実施し、H I V抗体検査は夜間検査の導入等相談者がより受けやすい体制の充実を図る。

また、エイズ相談・検査の普及啓発を関係機関の協力や広報や新聞等を通じて実施する。

7 精神保健福祉対策

精神障害者の適切な医療及び保護を行うとともに、社会復帰の促進及び自立と社会活動への参加のために必要な支援を行うことにより、発生の予防・精神的健康の保持増進に努め、精神障害者の福祉の増進及び精神保健の向上を図る。また、心の健康問題の正しい理解のためにあらゆる機会を通じて普及啓発を行う。

(1) 医療対策の推進

ア 精神障害者措置診断等事業

精神保健福祉法に基づいて、関係機関と連携を図りながら人権等に配慮し、迅速、適正に措置診断等を行う。

また、精神疾患により速やかな医療が必要な者に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、土日・休日において精神保健指定医2名の輪番制による「精神保健福祉措置診察の医師の確保事業」を平成24年度から試行実施している。

イ 精神障害者医療公費負担事業

措置入院患者に対して精神保健福祉法に基づき、適正な医療の提供に努める。

ウ 入院患者処遇適正化対策事業

措置入院者、医療保護入院者の処遇の適正化を図るため、病状審査及び精神科病院実地指導を行う。

エ 精神障害者緊急時支援体制等に係る関係者連絡会議

医療・行政・警察・消防等の関係者が、緊急時の支援の現状を認識し、適切な支援ができると共に、相互の連携を強化するための連絡会議を開催する。

オ 措置入院者支援会議

措置入院者の退院後の病状の再燃、悪化による再措置、再入院を可能な限り未然に防止するため、入院中から措置入院者及びその家族と地域関係者が面識を持ち、早期に支援を開始することにより、地域生活への円滑な移行を推進する。

カ 障害者総合支援法に係る立入検査

自立支援医療(精神通院医療)の質の確保及び実施の適正化を図るため、指定自立支援医療機関(精神通院医療)へ立ち入り検査を行う。

(2) 精神保健対策の推進

ア 精神保健相談及び訪問指導事業

精神科医師による精神保健相談や保健師による面接、電話相談及び家庭訪問指導を実施するとともに、必要に応じて対応や支援について関係者と検討し、精神障害者の地域生活を支援する。

イ 思春期ひきこもり等対策事業

ひきこもりに関する専門相談日を開設し、個別相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、当事者及び家族への支援を行う。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援

心神喪失等の状態で重大な行為を行った精神障害者の社会復帰に向けて、保護観察所の依頼に基づき関係機関と連携を図りながら処遇の実施を検討し、地域ケアを行う。

エ 社会復帰支援事業

市町が行う精神障害者当事者グループ、精神障害者保健福祉ボランティアグループ及び精神障害者家族会等の育成を支援する。

また、精神障害者の社会復帰を促進するため、市町が行う社会適応訓練委託事業等の利用の啓発を支援する。

(3) 自殺予防対策推進事業

自殺予防の正しい知識の普及を図るとともに、関係者会議・研修の開催等により、関係者間での情報共有や連携の強化、資質向上等を図り、自殺対策を推進する。

また、市町が行う関係機関との連携・資質の向上やゲートキーパー育成、支援体制の充実等の自殺対策事業について支援する。

福山・府中地域保健対策協議会において、昨年度の勤労者世代へ実態調査結果をもとに、市町、地域の関係機関と連携を図り、研修や啓発を推進する。

8 難病対策

難病患者及び家族の負担軽減を図るため医療費の公費負担を行うとともに、不安解消を図るために難病相談、訪問指導等を実施し、在宅療養を支援する。

また、難病患者等が市町の障害福祉サービスを効果的に利用できるよう支援する。

(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業

原因が不明で治療法が確立していない特定疾患 56 疾患, 小児慢性特定疾患 11 疾患群について、医療保険の自己負担分を一部負担する。

(2) 難病相談等支援事業

難病患者及び家族からの相談を受け、社会資源を活用しながら在宅療養できるよう支援する。

ア 相談会

小児難病患者児やその保護者を対象として、難病対策センター等の関係機関と連携を図りながら相談会を実施する。

イ ピアカウンセリング

小児慢性特定疾患児を支援するため、その保護者に対し、同じ保護者の立場からの助言・相談等を行うピアカウンセリング事業を実施する。

(3) 難病患者地域支援対策推進事業

ア 訪問指導事業

重症難病患者を中心として、在宅療養を支援するために、関係機関、関係職種との連携を図りながら訪問指導事業を実施する。

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

重症難病患者を中心として、個々の実態に応じた、保健・医療・福祉の各サービスを効果的に提供するため、関係者と協議しながら支援計画の作成、支援、評価を行い、きめ細かな在宅療養支援ができるような体制づくりを行う。

9 食品衛生対策

生肉や浅漬けを原因とした腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒事件や、ノロウイルスによる大規模な集団食中毒事件など、食の安全性・信頼性を揺るがす様々な問題が発生しており、これらへの対応が強く求められている。

県では、行政、生産者、事業者及び消費者が相互に連携し、生産から消費に至るまでの総合的な食品の安全・安心確保を図ることを目的として、平成 15 年 3 月に策定した「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき、現在、第 4 期「食品の安全に関する推進プラン」に取り組んでいる。

この推進プランに基づいた監視指導、食品の検査、衛生教育などを通じて、食品による危害の未然防止、食品の安全確保に向けて積極的に取り組んでいる。

(1) 監視指導

ア 監視

食中毒が発生した場合に大規模食中毒となるおそれが高い業種（仕出し・弁当業・そうざい製造業・集団給食施設等）に対して重点的な監視指導を実施する。

また、JAS 法、景品表示法及び健康増進法を所管する関係機関と連携し、食品関係事業者への表示指導を行うとともに、量販店及び加工食品製造施設に対し表示の一斉監視を実施し、表示の

適正化を指導する。

イ 食品の検査

収去検査を実施し、食品による危害を未然に防止し、食品の安全を確保する。

(2) 食中毒対策

食中毒発生の危険性が高い夏期及び冬期に、食品関係事業者への重点的かつ集中的な監視指導を行うとともに衛生講習会を開催し、食中毒の未然防止に努める。

また、関係団体と協力して積極的に広報に努め、県民に対して食中毒予防の普及啓発を図る。

10 狂犬病予防対策

犬の登録及び狂犬病予防注射事務は平成12年度から市町に移譲されているが、引き続き市町及び関係団体と連携し狂犬病予防対策の推進に努める。

11 薬事対策

一般用医薬品の販売制度に関する薬事法の改正により、医薬品の分類と販売方法が変わり、全ての一般用医薬品でネット販売が可能となった。改正薬事法に基づき薬局・医薬品販売者等を監視指導することにより、医薬品のより適正な供給を図ると共に、収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努める。

また、覚せい剤等薬物乱用による弊害を広く周知し、健康で明るい社会づくりを促進するため、関係機関・団体と連携を図り、地域に密着した啓発活動を推進する。

(1) 医薬品対策

医薬品の品質、有効性及び安全性確保のため、その適切な管理、取扱い等に重点をおいて、薬局、医薬品販売業者等を監視指導するとともに、収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努める。

また、「広島県薬局業務運営ガイドライン」の遵守の指導、医薬品情報提供の指導、医薬品の正しい知識の普及啓発に努めるなど、医薬品の適正使用の推進を図る。

(2) 毒物劇物対策

毒物劇物は広範な分野で使用されており、その取扱い方によっては、保健衛生上、極めて大きな危害を及ぼすおそれがあるため、毒物劇物製造業者、販売業者及び防除業者等の業務上取扱者等における保管・管理等について重点的な監視指導を実施するなど、危害発生の未然防止に努める。

(3) 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻、けし対策

ア 薬物乱用防止対策

我が国は依然として「第三次覚せい剤乱用期」にあるといわれており、また、MDMA等錠剤

型合成麻薬や危険ドラッグなどの乱用薬物の多様化、さらに、中学生・高校生等の低年齢層への乱用の広がりが大きな社会問題となっている。

そこで関係機関・団体等と連携し、特に生徒、保護者を対象とした薬物乱用防止に関する指導・啓発を推進する。

また、医療機関、薬局、医薬品販売業者等の麻薬、向精神薬、覚せい剤原料等取扱施設への立入り、指導取締りの強化を図り、麻薬等の適正な管理を徹底させる。

イ 大麻・けし対策

「不正大麻・けし撲滅運動」、「自生大麻・けし撲滅運動」の実施期間中に管内を巡視し、不正けし・自生けしの除去を行う。また、ポスター等により住民への啓発に努める。

(4) 献血対策

高齢化に伴った輸血医療の増加や感染症対策に伴う献血の制限、及び若年層の献血者の減少が考えられることから、若年層に対する献血推進活動、季節変動や地域差を考慮した献血の呼びかけ等を行う必要がある。

良質な血液を安定的に確保するため、関係機関と連携し、献血思想の普及啓発を図るとともに、特に400ml献血や成分献血の推進に努める。

(5) シックハウス対策

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用などによる室内空気汚染が原因とみられる健康被害（シックハウス症候群）の予防及び軽減を図るため、相談に応じるとともに、広報啓発を推進する。

1.2 環境保全対策

近年、経済社会活動において大量のエネルギーが消費され、様々な化学物質が使用されてきたことに伴い、新たな環境問題として地球温暖化問題や化学物質問題がクローズアップされている。このため、安全で安心できる快適な生活が送れるように、典型7公害対策の他、地球温暖化対策等、総合的な環境保全対策を推進する。

(1) 地球温暖化対策

「地球温暖化対策推進法」や「広島県地球温暖化防止地域計画」等に基づいて、市町や事業者の温室効果ガス削減対策の取り組みを支援する。また、オゾン層保護を目的とする「フロン回収破壊法」に基づくフロン類回収業者の登録や立入検査等により、フロン類の適正な回収・処理を進める。

(2) 大気汚染防止対策

「大気汚染防止法」及び「広島県生活環境保全条例」の規制対象となる工場・事業場に対して入検査を実施する。

アスベストについて、環境モニタリング調査を実施するとともに、建設物解体现場等の立入調査を実施し、飛散防止を指導する。

(3) 水質汚濁防止対策

「水質汚濁防止法」及び「広島県生活環境保全条例」の規制対象となる工場・事業場に対して排水検査を含む立入検査を実施する他、有害物質使用特定施設設置の工場・事業場に対し、構造基準適合等の指導を行う。また、市町村等が実施する生活排水処理対策をバックアップする。

(4) ダイオキシン類対策

府中市において大気環境中のダイオキシン類の汚染状況を調査する。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制対象となる工場・事業場に対して、立入検査を実施するほか、特定施設からの排出ガスについて、排出基準への適合状況を検査する。

(5) 地下水汚染防止対策

平成4年1月にトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した府中市において、平成5年度から定期モニタリングを実施している。

本年度は、継続して調査する府中市内の3地点を含め、4地点において年1回の調査を実施する。

(6) 出口川汚染防止対策

昭和61年6月に出口川において養鯉が斃死したため、調査を行ったところ、上流の碎石場及びその周辺からの湧水中に高濃度のカドミウム等の重金属が検出された。そこで、関係機関の連携のもと、湧水処理施設（処理量150m³/日）の設置、汚染源である碎石場跡地について覆土植栽法による対策工事を実施した。

平成17年2月と平成20年4月、平成23年7月に封鎖法面の一部崩落が発生し、関係機関により崩落した法面の修復作業が実施された。

府中市と連携して河川及び湧水処理施設の水質調査を継続して実施する。

(7) 化学物質対策

「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」及び「広島県生活環境保全条例」の規定に基づいて、事業者による化学物質の自主管理を促進するとともに、化学物質情報の提供により、市町と連携して地域住民と事業者、行政との相互理解の促進を図る。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、河川環境中の汚染状況を調査する。

(8) 土壌汚染対策

平成22年4月に施行された「改正土壌汚染対策法」の円滑な施行を図るため、届出指導を実施するとともに、調査結果が指定基準を超過した場合、区域の指定や汚染の除去等の指示を行う。

また、「広島県生活環境保全条例」の規定による届出指導を実施し、汚染が確認された場合は、汚染拡散防止計画書を作成して、必要な措置を講ずるよう指導する。

1.3 廃棄物対策

近年、廃棄物の量的増大、質的多様化、処理施設の確保困難、焼却処理に伴うダイオキシン類の発生など、廃棄物に起因する環境問題が大きな社会問題となっている。

このような状況の中で、廃棄物の減量化・資源化、再利用の推進を図るとともに、処理施設の計画的な整備及び適正な維持管理の推進がより重要となっている。

(1) 一般廃棄物対策

廃棄物の適正処理を推進するため、市町に対して処理施設の計画的な整備促進及び適正な維持管理等の助言を行う。

本年度も、環境保全や資源有効利用の観点から、容器包装リサイクル法等に基づく一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進について市町へ助言するとともに、生活排水浄化対策として浄化槽保守点検業者の登録事務を行うとともに、立入検査を実施する。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、マニフェスト交付状況報告の徹底や産業廃棄物の抜き取り検査及び最終処分場の放流水、地下水の水質検査を含む立入検査等を実施することにより、適正処理を指導する。

また、産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の排出基準、維持管理基準等の遵守についての指導及び自主測定結果の公表を行うほか、平成 23 年度から、産業廃棄物焼却施設及び最終処分場の定期検査を実施している。

保管事業者に対し、保管状況の報告指導及び公表を行うとともに、広島県 PCB 廃棄物処理計画に従って適正処理を指導する。

なお、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため「自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）」に基づき、引取業者の登録や立入検査等を実施する。

さらに、平成 13 年度に設立した「福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」について、関係機関と連携を図りながら不法投棄監視パトロールを実施するほか、管内の主要幹線において産業廃棄物運搬車両検査を実施する。

(3) びんごエコタウン事業

廃棄物を資源やエネルギーとして相互に有効利用することにより、循環型社会を目指す「びんごエコタウン構想」を推進するため、市町と連携して環境にやさしい暮らしを行うよう 3 R 運動（リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再利用））の展開に努めるほか、モデル地区である福山市箕沖地区において、循環型施設の集積による環境関連産業の拠点形成を図る。

なお、県は平成 20 年度よりびんごエコ団地の分譲を公募により実施しており、平成 25 年度末で 6 区画中 3 区画が売却済みである。

1 4 試験検査業務

当所は、東部厚生環境事務所・保健所及び福山支所の検査業務を実施する。また、西部東厚生環境事

務所の環境関係及び市町（東広島市、大崎上島町）の工場排水等委託の検査業務も実施する。
試験検査業務として次の業務を実施している。

(1) 食品衛生関係

- ア 食品衛生法に基づく成分規格、食品添加物、残留農薬、衛生規範等の収去検査。
- イ 苦情食品の化学毒物、異物混入等に関する検査。
- ウ 食中毒事案等の食中毒起因菌検索に必要な検査。

(2) 環境関係

- ア 工場・事業場、尿尿処理施設、廃棄物処理施設排水の検査。
- イ 工場・事業場、廃棄物処理施設排水の農薬及び揮発性有機化合物（VOC）の検査。
- ウ 出口川等の河川水の検査、大気汚染に関する検査。
- エ 河川の汚染など環境事案発生時の対応に関する検査。

(3) 感染症関係

- ア 赤痢菌、腸管出血性大腸菌等の感染症事案に関する検査。

Ⅲ 資 料

【参考】管内の市町村の合併状況

区 分	合併年月日	合併方式
福山市・内海町	平成 15 年 2 月 3 日	福山市へ編入合併
福山市・新市町	平成 15 年 2 月 3 日	福山市へ編入合併
府中市・上下町	平成 16 年 4 月 1 日	府中市へ編入合併
神石郡 4 町村	平成 16 年 11 月 5 日	神石高原町新設
福山市・沼隈町	平成 17 年 2 月 1 日	福山市へ編入合併
福山市・神辺町	平成 18 年 3 月 1 日	福山市へ編入合併

管内の状況 一覧(その1)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町	岡 山 県	備 考
(※) 保 育 所 公 立	-					
(※) 保 育 所 私 立	-					
(※) 母 子 生 活 支 援 施 設	-					
(※) 児 童 館	-					
(※) 児 童 遊 園	-					
(※) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-					
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	-					
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	-					平成26年4月1日現在
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	-					平成26年4月1日現在
病 院	49	44	4	1		
病 院 病 床 数	6,522	5,853	574	95		
一 般 診 療 所	386	346	34	6		
歯 科 診 療 所	267	241	21	5		
助 産 所	11	10	1	0		
施 術 所	25		21	4		福山市(※)
衛 生 検 査 所	-		0	0		福山市(※)
給 食 施 設 数	51		35	16		福山市(※)
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	1,198	17	835	345	1	
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	1,281		673	608		
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	162	6	93	63		
犬 の 登 録 頭 数	3,870		2,824	1,046		
(※) 旅 館	-					
(※) 公 衆 浴 場	-					
(※) 興 行 場	-					
(※) 理 容 所	-					
(※) 美 容 所	-					
(※) ク リ ー ニ ン グ 所	-					
(※) 水 道 用 水 供 給 水 道	-					
(※) 上 水 道	-					
(※) 簡 易 水 道	-					
(※) 専 用 水 道	-					

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

管内の状況 一覧(その2)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町	岡 山 県	備 考
薬局(既存薬局を含む。)	33		30	3		
店舗販売業	12		12	0		
既存一般販売業	-		0	0		
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	1		1	0		
既存薬種商等	1		0	1		
特例販売業	2		0	2		
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	18		18	0		
管理医療機器販売業・賃貸業	264		233	31		
麻薬取扱者	1,118	1,041	69	8		
(※) 温泉利用施設	-					
ばい煙発生施設	130		103	27		
ばい煙関係特定施設	25		25	0		
揮発性有機化合物排出施設	2		2	0		
一般粉じん発生施設	64		46	18		
特定粉じん発生施設	-		0	0		
粉じん関係特定施設	147		113	34		
ダイオキシン関係特定施設	10		8	2		
水質汚濁関係特定事業場	306		201	105		
第一種フロン類回収業者(事業者数)	91	83	6	2		
汚水等関係特定事業場	85		68	17		
汚染土壌処理業	-		0	0		
(※) ごみ処理施設 焼却施設	-					
(※) R D F 施設	-					
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	-					
(※) 一般廃棄物最終処分場	-					
(※) し尿処理施設	-					
産業廃棄物収集運搬業	612	542	52	18		特別管理産業廃棄物 収集運搬業を含む
産業廃棄物処理業者	20	4	12	4		
うち優良認定			1	0		
中間処理施設	41	9	23	9		
最終処分場	2		1	1		
P C B 廃棄物保管事業所	41		39	2		
産業廃棄物事業場外保管届	-	0	0	0		
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	26	8	12	5	1	
自動車リサイクル 引取業者	61		44	17		
フロン類 回収業者	23		19	4		
解体業者	4		2	2		
破砕業者	1		0	1		

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

(注3) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成25年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	72	166	14	
小 計	32	96	9	
保 健 師	20	60	6	県立広島大学
	12	36	3	日本赤十字広島看護大学
小 計	40	70	5	
栄 養 士	30	30	1	安田女子大学・福山大学
	10	40	4	福山大学・広島女学院大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	-	-	-	
歯 科 衛 生 士				
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 衛生教育の実施状況

(平成25年度)

区分	総 数	(再掲)		感 染 症	(再掲)		精 神	難 病	母 子	成 人 ・ 老 人	栄 養 ・ 健 康 増 進	歯 科	医 事 ・ 薬 事	食 品	環 境	そ の 他	
		地区組織	健康危機		結核	エイズ											
		活動	管理														
回数	75						4				24		7	40			
延人員	2,307						416				248		245	1,398			

注) 厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(平成25年度)

区分	保健計画 の策定・ 地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
							実施回数(O1)	12
参加延人員(O2)	(21)	(59)	(176)		(11)	(38)		

区分	精神保健福祉 (9)	(再掲) ヘルパー養成 (10)	難 病 (11)	介 護 保 険 (12)	健 康 危 機 管 理 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)							
								実施回数(O1)					57	333
								参加延人員(O2)					(57)	362

注) 厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

(平成25年度末現在)

名 称	福山・府中地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年3月4日
構 成 団 体	福山市医師会, 府中地区医師会, 松永沼隈地区医師会, 深安地区医師会, 福山医療センター, 福山市民病院 福山市歯科医師会, 府中地区歯科医師会, 神石郡歯科医師会 福山市薬剤師会, 広島県老人福祉施設連盟(福山ブロック) 福山市社会福祉協議会, 府中市社会福祉協議会, 神石高原町社会福祉協議会 福山市, 府中市, 神石高原町 福山市保健所, 広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所
会 長	橋高 英之(沼隈松永地区医師会)
部 会 の 設 置	理事会, 運営委員会, 保健医療計画委員会, 医療機能等適正配置委員会, 救急医療委員会, 健康増進計画委員会, 感染症対策検討委員会
総 会	
理 事 会	上部構成団体の長
事 業	事 業 名
委 託 事 業	広島県保健医療計画推進事業, うつ病等地域医療連携研修等委託事業 在宅医療推進医等リーダー育成事業(育成研修Ⅱ)
補 助 事 業	理事会 運営委員会 保健医療計画委員会 医療機能等適正配置委員会 救急医療委員会 健康増進計画委員会 うつ・自殺対策医療連携協議会 感染症対策検討委員会 事務費
そ の 他	

(5) 医師臨床研修受入れ状況

(平成25年度)

職 種	実 人 数	延 人 数	研 修 期 間	臨 床 研 修 病 院 名
計	-	-	-	
医 師	0	0	0	
歯 科 医 師	0	0	0	

身体障害者等福祉対策

(1) ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(平成25年度)

区分	相談指導実人員	相談指導件数	相談指導内容											
			家族関係	結婚・離婚	生活・生計	職業職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	施設	補装具・日常生活用具	障害者手帳	年金・保険	その他
総件数	16	43	4	0	6	7	3	4	1	2	10	0	0	6

児童・母子(寡婦)福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
合 計	件 数	13	10	3
	貸付額(千円)	(5,587)	(4,093)	(1,494)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	11	8	3
	貸付額(千円)	(4,837)	(3,343)	(1,494)
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件 数	2	2	
	貸付額(千円)	(750)	(750)	
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(2) 寡婦福祉資金の貸付状況

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
合 計	件 数	1	1	-
	貸付額(千円)	(612)	(612)	(-)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	1	1	
	貸付額(千円)	(612)	(612)	
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町	
病 院	施 設 数	49	44	4	1	
	病 床 数	小 計	6,522	5,853	574	95
		一 般	3,727	3,499	181	47
		療 養	1,285	1,152	85	48
		精 神	1,504	1,196	308	0
		結 核	-	0	0	0
		感 染 症	6	6	0	0
救 急 告 示	24	21	2	1		
一 般 診 療 所	施 設 数	386	346	34	6	
	病 床 数	一 般	604	570	34	0
		療 養	116	116	0	0
	救 急 告 示	7	6	1	0	
歯 科 診 療 所	267	241	21	5		

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(平成25年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	7	5	2	0
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	0	0	0
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	0	0	0

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日（年末・年始、祝日除く） 13:00～16:00

相談方法：電話、面談

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。

②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。

③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成25年度)

区分	総数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設			
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (①を除外)		1 回 50 食 以 上 又 は 1 日 100 食 以 上		1 回 20 食 以 上 又 は 1 日 50 食 以 上	
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	51	2		21	1	8	10	4	5
指導延数 B	101	9		59		11	14	6	2
1施設当たり指導 回数 B/A	2.0	4.5	-	2.8	0.0	1.4	1.4	1.5	0.4

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成25年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設								給食施設 数に対する割合 (%)	栄養士の いる施設 に対する割合 (%)	栄養士の いない施設 に対する割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設				1 回 50 食 以 上 又 は 1 日 100 食 以 上				1 日 20 食 以 上 又 は 1 日 50 食 以 上							施設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの	延 指 導 件 数	栄養士の いないもの	延 指 導 件 数	栄養士の いるもの	延 指 導 件 数	栄養士の いないもの	延 指 導 件 数	栄養士の いるもの	延 指 導 件 数	栄養士の いないもの	延 指 導 件 数	栄養士の いるもの	延 指 導 件 数	栄養士の いないもの	延 指 導 件 数					
総 数	2	9	0	0	21	59	1	0	8	11	10	14	4	6	5	2	198.0	242.9	100.0	51	101
学 校					4	7					4	3					125.0	175.0	75.0	8	10
病 院	1	3			1	4			3	4			1	1			200.0	200.0	-	6	12
介護老人 保健施設					4	7											175.0	175.0	-	4	7
老人福祉 施設					4	15			3	5							285.7	285.7	-	7	20
児童福祉 施設					5	17	1	0	1	1	5	11			5	2	182.4	300.0	118.2	17	31
社会福祉 施設					1	6			1	1			2	5			300.0	300.0	-	4	12
事業所	1	6															600.0	600.0	-	1	6
寄宿舎										1	0	1	0				0.0	0.0	0.0	2	-
矯正施設																	-	-	-	-	-
自衛隊																	-	-	-	-	-
一般給食 センター					2	3											150.0	150.0	-	2	3
その他																	-	-	-	-	-

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成25年度)

区分	業者からの相談事例数	違反等事例数(※)
栄養表示基準	11	1
虚偽・誇大表示	10	10
計	21	11

※発見し、他所へ通報したものも含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成25年度)

区分	個別指導						集団指導							
	栄養指導	(再掲) 病態別	(再掲) 訪問による栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲) 病態別栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	
計	13	3	-	-	-	-	80	204	-	-	-	-	44	
実施数	妊産婦													
	乳幼児													
	20歳未満 (乳幼児を除く)													
	20歳以上 (妊産婦を除く)	13	3				80	204					44	

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
人口		52,085	41,930	10,155
健康診査	対象者	341	316	25
	受診者	1	0	1
	受診率(%)	0.3	0	4
肝炎ウイルス検査	対象者	25,648	20,708	4,940
	受診者	265	221	44
	受診率(%)	1	1.1	0.9

(注1) 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

(注2) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町	
健康教育	個 別	参加人員	48	48	0
	集 団	実施回数	82	66	16
		参加人員	1,944	1,838	106
健康相談	重 点	実施回数	45	36	9
		参加人員	303	219	84
	総 合	実施回数	31	4	27
		参加人員	337	140	197
訪問指導	対 象 者 数		316	16	300
	被 指 導 実 人 員		300	16	284
機能訓練	実 施 回 数		-	0	0
	実 施 人 員	実 人 員	-	0	0
		延 人 員	-	0	0

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成25年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			急性脳炎※4	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ペスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	
	小計 A	-	ジアルジア症		
二類	急性灰白髄炎		侵襲性インフルエンザ菌感染症		
	結核	12	侵襲性髄膜炎菌感染症		
	ジフテリア		侵襲性肺炎球菌感染症		
	重症急性呼吸器症候群※1		先天性風しん症候群		
	鳥インフルエンザ(H5N1)		梅毒		
	小計 B	12	破傷風		
三類	コレラ		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	細菌性赤痢		バンコマイシン耐性腸球菌感染症		
	腸管出血性大腸菌感染症	1	風しん		
	腸チフス		麻しん		
	パラチフス		小計 E	-	
	小計 C	1	RSウイルス感染症	70	
四類	E型肝炎		咽頭結核熱	77	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	67	
	A型肝炎		感染性胃腸炎	915	
	エキノコックス症		水痘	145	
	黄熱		手足口病	183	
	オウム病		伝染性紅斑	17	
	オムスク出血熱		突発性発しん	101	
	回掃熱		百日咳	0	
	キャサスル森林病		ヘルパンギーナ	30	
	Q熱		流行性耳下腺炎	151	
	狂犬病		インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	1,345	
	コクシジオイデス症		急性出血性結膜炎		
	サル痘		流行性角結膜炎		
	重症熱性血小板減少症候群※2		性器クラミジア感染症	5	
	腎症候性出血熱		性器ヘルペスウイルス感染症	1	
	西部ウマ脳炎		尖圭コンジローマ	0	
	ダニ媒介脳炎		淋菌感染症	0	
	炭疽		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)		
	チクングニア熱		クラミジア肺炎(オウム病を除く)		
	つつが虫病		細菌性髄膜炎		
	デング熱		マイコプラズマ肺炎	1	
	東部ウマ脳炎		無菌性髄膜炎	1	
	鳥インフルエンザ※3		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
	ニパウイルス感染症		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	日本紅斑熱	3	薬剤耐性アシネトバクター感染症		
	日本脳炎		薬剤耐性緑膿菌感染症		
	ハンタウイルス肺症候群		小計 F	3,109	
	Bウイルス病		新型コロナウイルス等感染症	G	
	鼻疽		指定鳥インフルエンザ(H7N9)※5	H	
	ブルセラ症		新	I	
	ベネズエラウマ脳炎		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	3,126	
	ヘンドラウイルス感染症				
発しんチフス					
ポツリヌス症					
マラリア					
野兔病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症	1				
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
小計 D	4				

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る

※2 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る 平成25年3月4日～

※3 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く

※4 ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※5 平成25年5月6日政令指定

(注1) 一, 二, 三, 四, 五類(全数), 指定及び新感染症については, 全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については, 定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(平成25年12月31日現在)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
管 内 人 口		52,513	42,282	10,231
計		22	18	4
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	2	1	1
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	2	1	1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-	0	0
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		2	1	1
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		16	15	1
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		11.4	7.1	29.3

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(平成25年)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
管 内 人 口		52,085	41,930	10,155
計 (A + B)		11	6	5
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	3	2	1
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	4	2	2
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-	0	0
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		4	2	2
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		21.1	14.3	49.2
潜 在 性 結 核 感 染 症		1	1	

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(平成25年12月31日現在)

区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
計	11 ----- (3)	6 ----- (2)	5 ----- (1)
0 歳 ~ 4 歳	1 ----- (-)		1
5 歳 ~ 9 歳	- ----- (-)		
10 歳 ~ 14 歳	- ----- (-)		
15 歳 ~ 19 歳	- ----- (-)		
20 歳 ~ 29 歳	- ----- (-)		
30 歳 ~ 39 歳	- ----- (-)		
40 歳 ~ 49 歳	1 ----- (1)	1 ----- (1)	
50 歳 ~ 59 歳	- ----- (-)		
60 歳 ~ 69 歳	- ----- (-)		
70 歳 ~	9 ----- (2)	5 ----- (1)	4 ----- (1)

(注1)下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
一 般 住 民	対 象 者 数	18,149	13,630	4,519
	受 診 者 数	2,069	817	1,252
	受 診 率 (%)	11.4	6.0	27.7



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(平成25年度)

実施主体	対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
			受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計	21,584	5,318	24.6	886	4,432	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	2,328	2,220	95.4	69	2,151	/	/
	学 校 長	生 徒	485	485	100.0		485	/	/
		学 生	35	35	100.0		35	/	/
	施 設 長	入 所 者	587	509	86.7		509	/	/
市 町 長	一 般 住 民	18,149	2,069	11.4	817	1,252	/	/	
知 事 (保健所長)	計	91	91	100.0	-	73	(-)	(-)	18
	接 触 者 健 診	52	52	100.0		34			18
	集 団 健 診			-					
	管 理 検 診	39	39	100.0	/	39	/	/	/

(注1 ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注3 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注4 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(平成25年度)

区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
実 人 員	12	8	4
(再掲)新規登録患者	8	4	4
構 成 比	66.7	50.0	100.0
延 人 員	70	44	26
(再掲)新規登録患者	42	16	26
構 成 比	60.0	36.4	100.0

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成25年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(平成25年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフル エンザ等 感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	17		8	1	3	5			
うち施設指導分	9		2		2	5			

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(平成25年度)

日時	H25.5.9	H25.7.4	H26.2.17
場所	福山市内	福山市内	福山市内
参加人数	24名	18名	19名
主な議題	鳥インフルエンザ(H7N9)対策について	新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び対策ガイドラインについて	広島県新型インフルエンザ等対策行動計画について、市町行動計画策定状況について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
医師会	代表者	
行政	代表者	

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成25年度)

区分	相談件数				H I V 抗体検査		
	計A+B+C	電話相談 A	来所 (面接相談)B	家庭訪問 指導C	計 D+E	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確認検査E
計	97	54	43	-	36 (36)	36 (36)	-
男性	68	37	31	0	23 (23)	23 (23)	0
女性	29	17	12	0	13 (13)	13 (13)	0

(6) 健康教育実施状況

(平成25年度)

区分	種別内訳			
	計	院内感染対策他	性感染症	結核
実施回数	7	3	1	3
参加延人員	802	760	32	10
(対象内訳)		一般	高校生	施設職員

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入
結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数 (平成25年度)

計A+B	電話相談 A	来所(面接相談) B
2,335	1,071	1,264

イ 肝炎ウイルス検査実施状況 (平成25年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査		HBs抗原検査
		うちHCV核酸増幅検査	
0	0	0	0

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療 (平成25年度)

区分	計	福山市	府中市	神石高原町	管外
申請数	115	107	4	4	0
交付数	113	105	4	4	0

(イ) 核酸アナログ製剤治療 (平成25年度)

区分	計	福山市	府中市	神石高原町	管外
申請数	690	661	26	1	2
交付数	679	651	25	1	2

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(平成25年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	0					0				

(2) 相談事業の状況

(平成25年度)

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者 紹介	その他		本人	保護者 紹介	その他

(3) 市町指導・支援の状況

(平成25年度)

区分	指導項目	総数	市町名	
			府中市	神石高原町
実施数	企画・連携・調整	6	3	3
	調査・研究	0		
	情報の収集・提供	9	6	3

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	11	6	5	0	11	0
医療保護入院患者数	79	-	63	15	78	1
自立支援医療受給者数(精神通院)	609	-	531	78	609	0

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成26年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
計	415	366	49
1 級	33	30	3
2 級	275	242	33
3 級	107	94	13

(3) 組織育成支援状況

(平成25年度)

区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町	管 内 市 町 計	管 外
計	-	-	-	-	-
患者会	-	0	0	-	-
家族会	-	0	0	-	-
断酒会	-	0	0	-	-
ボランティア	-	0	0	-	-

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡

(4) 相談指導実施状況

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町	管 内 市 町 計	管 外		
面 接	実 人 員	35	16	16	32	3		
	延 人 員	38	16	16	32	6		
	内	老人精神	7	0	7	7	0	
		社会復帰	8	4	4	8	0	
		アルコール	2	2	0	2	0	
		薬物	-	0	0	0	0	
		思春期	3	3	0	3	0	
		心の健康づくり	10	5	5	10	0	
		訳	その他	8	2	0	2	6
		(再掲) ひきこもり	(4)	(3)	(0)	(3)	(1)	
	(再掲) 自殺関連	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)		
	(再掲) 自殺者の遺族	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	電話相談延人員	430						
(再掲) 自殺関連	15							

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町	管 内 市 町 計	管 外	
実 人 員		9	8	0	8	1	
延 人 員		12	11	0	11	1	
内	老人精神	-	0	0	0	0	
	社会復帰	9	8	0	8	1	
	アルコール	2	2	0	2	0	
	薬物	-	0	0	0	0	
	思春期	-	0	0	0	0	
	心の健康づくり	-	0	0	0	0	
	訳	その他	1	1	0	1	0
	(再掲) ひきこもり	-	(0)	(0)	(0)	(0)	
(再掲) 自殺関連	-	(0)	(0)	(0)	(0)		
(再掲) 自殺者の遺族	-	(0)	(0)	(0)	(0)		

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳	
	計	講演会
実 施 回 数	4	4
対 象 者	-	勤労者等
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	416	416

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳	
	計	
実 施 回 数	-	0
対 象 者	-	0
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	-	0

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、
下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成26年3月31日現在)

疾患番号	区 分	総 数		府 中 市		神 石 高 原 町	
		承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数				
		401	(2)	330	(1)	71	(1)
①	ベーチェット病	9	(-)	8		1	
2	多発性硬化症	5		5		0	
③	重症筋無力症	11	(-)	10		1	
④	全身性エリテマトーデス	20	(-)	12		8	
5	スモン	-		0		0	
⑥	再生不良性貧血	10	(-)	8		2	
⑦	サルコイドーシス	-	(-)	0		0	
8	筋萎縮性側索硬化症	7		7		0	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	24	(-)	18		6	
⑩	特発性血小板減少性紫斑病	7	(1)	7		0	(1)
⑪	結節性動脈周囲炎	5	(-)	4		1	
⑫	潰瘍性大腸炎	66	(1)	50	(1)	16	
⑬	大動脈炎症候群	3	(-)	2		1	
⑭	ピュルガー病	2	(-)	0		2	
⑮	天疱瘡	3	(-)	2		1	
16	脊髄小脳変性症	15		15		0	
⑰	クローン病	20	(-)	20		0	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-		0		0	
⑱	悪性関節リウマチ	1	(-)	0		1	
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	56		41		15	
21	アミロイドーシス	2		2		0	
⑳	後縦靭帯骨化症	18	(-)	16		2	
23	ハンチントン病	-		0		0	
㉑	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	17	(-)	16		1	
㉒	ウェゲナー肉芽腫症	1	(-)	1		0	
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	20		18		2	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症, オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	7		7		0	
㉓	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	-	(-)	0		0	

疾患番号	区分		総数		府中市		神石高原町	
	承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	401	(2)	330	(1)	71	(1)
②9	膿泡性乾癬		-	(-)	0		0	
③0	広範脊柱管狭窄症		4	(-)	4		0	
31	原発性胆汁性肝硬変		12		10		2	
32	重症急性膵炎		-		0		0	
③3	特発性大腿骨頭壊死症		6	(-)	5		1	
③4	混合性結合組織病		4	(-)	1		3	
35	原発性免疫不全症候群		-		0		0	
③6	特発性間質性肺炎		5	(-)	5		0	
37	網膜色素変性症		18		16		2	
38	プリオン病(クロイツフェルト-ヤコブ病, ゲルスマン-ストロイスラー-シャインカー病, 致死性家族性不		-		0		0	
39	肺動脈性肺高血圧症		1		1		0	
40	神経線維腫症		-		0		0	
41	亜急性硬化性全脳炎		-		0		0	
④2	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群		1	(-)	0		1	
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		1		1		0	
44	ライゾーム病(ファブリー病, ライゾーム病)		-		0		0	
45	副腎白質ジストロフィー		-		0		0	
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		-		0		0	
47	脊髄性筋萎縮症		-		0		0	
48	球脊髄性筋萎縮症		-		0		0	
④9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		3	(-)	3		0	
⑤0	肥大型心筋症		1	(-)	1		0	
⑤1	拘束型心筋症		-	(-)	0		0	
⑤2	ミトコンドリア病		1	(-)	1		0	
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)		1		1		0	
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)		-		0		0	
⑤5	黄色靭帯骨化症		6	(-)	4		2	
⑤6	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)		8	(-)	8		0	

(注1: 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患

(注2: ()内は特定疾患登録者証所持者数で外数

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成26年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
	承認総件数	43 (-)	32 (-)	11 (-)
71	悪性新生物	7 (-)	5	2
72	慢性腎疾患	1 (-)	1	
73	慢性呼吸器疾患	2 (-)	2	
74	慢性心疾患	13 (-)	10	3
75	内分泌疾患	13 (-)	10	3
76	膠原病	- (-)		
77	糖尿病	3 (-)	1	2
78	先天性代謝異常	- (-)		
79	血友病等血液疾患	1 (-)		1
80	神経・筋疾患	2 (-)	2	
81	慢性消化器疾患	(1) (-)	(1)	

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(3) 相談事業の実施状況

(平成25年度)

区 分		管 内	管 外	
特定疾患	実 人 員	2	0	
	延 人 員	4	-	
	申 請 等			
	医 療	病 気・病 状	1	
		治 療・服 薬	1	
	看 護・日 常 生 活		1	
	福 祉 制 度		1	
	歯 科			
	食 事・栄 養			
	就 労			
	就 学			
	そ の 他			
小児慢性特定疾患	実 人 員	0	0	
	延 人 員	-	-	
	申 請 等			
	医 療	病 気・病 状		
		治 療・服 薬		
	看 護・日 常 生 活			
	福 祉 制 度			
	歯 科			
	食 事・栄 養			
	就 労			
	就 学			
	そ の 他			

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成25年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	371	248	619

(注) 相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

ア 特定疾患

(平成25年度)

区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
実 人 員	-	0	0
延 人 員	-	0	0

イ 小児慢性特定疾患

(平成25年度)

区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
実 人 員	-	0	0
延 人 員	-	0	0

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(平成25年度)

区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町	所 内	管 外
開 催 回 数	-	0	0	0	
実 人 員	-	0	0	0	
延 人 員	-	0	0	0	

(注)開催場所別に計上している。

(7)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(平成25年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
0	0	0

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(平成25年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児		
1～3歳未満		
3～6歳未満		
6歳以上		
合 計	0	0

(イ)疾患別内訳

(平成25年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳 児						0
1～3歳未満						0
3～6歳未満						0
6歳以上						0
合 計	0	0	0	0	0	0

ウ 連絡協議会等開催状況

(平成25年度)

開催回数	0
参加人数	0

(8)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(平成25年度)

0

イ 相談内容

(平成25年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	
2 環境, 居住空間に関するもの (例) 建物, 駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため, 健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため, 健康が心配	
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	
計	0
石綿健康被害救済給付に関するもの	

※ 延件数の合計は, 相談内容が重複しているものがあるため, 実受付件数の合計とは一致しない。

母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(平成25年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内 訳				延人員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	0					0				

イ 相談事業の状況

(平成25年度)

区分	回数	実人員	内 訳			延人員	内 訳		
			本人	保護者 介 護 者	その他		本人	保護者 介 護 者	その他

(2) 不妊治療費助成の申請状況

(平成25年度)

区分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
計 (延件数)	55	43	12
実人員	32	25	7

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町	福 山 市	岡 山 県
計	1,198	835	345	17	1
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	264	217	47	
	仕出し・弁当	111	69	42	
	旅館	17	12	5	
	その他	119	82	28	8
菓子(パンを含む)製造業	79	44	32	3	
乳処理業	-				
特別牛乳搾取処理業	-				
乳製品製造業	-				
集乳業	-				
魚介類販売業	100	59	35	6	
魚介類競り売り営業	1	1			
魚肉練り製品製造業	-				
食品の冷凍または冷蔵業	2	2			
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	1		1		
喫茶店営業	127	121	6		
あん類製造業	-				
アイスクリーム類製造業	3	2	1		
乳類販売業	168	121	47		
食肉処理業	4		4		
食肉販売業	111	67	44		
食肉製品製造業	1		1		
乳酸菌飲料製造業	-				
食用油脂製造業	1		1		
マーガリン又はショートニング製造業	-				
みそ製造業	12	5	7		
しょう油製造業	1	1			
ソース類製造業	4		4		
酒類製造業	2		2		
豆腐製造業	4	2	2		
納豆製造業	-				
めん類製造業	8	6	2		
総菜製造業	51	21	30		
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	2		2		
食品の放射線照射業	-				
清涼飲料水製造業	3	1	2		
氷雪製造業	1	1			
氷雪販売業	1	1			

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成26年3月31日現在）

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
計		1,281	659	622
給 食 施 設	学 校	8	2	6
	病 院 ・ 診 療 所	7	6	1
	事 業 所	6	6	
	そ の 他	39	30	9
乳 搾 取 業		17	12	5
食 品 製 造 業		379	97	282
野 菜 果 物 販 売 業		130	84	46
総 菜 販 売 業		141	89	52
菓 子（パンを含む）販 売 業		192	112	80
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		295	183	112
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		-		
添 加 物 の 販 売 業		47	27	20
氷 雪 採 取 業		-		
器 具 ・ 容 器 包 装 ， お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		20	11	9

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成26年3月31日現在）

区 分		総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町
計		162	6	93	63
加 工 水 産 物 販 売 業		159	6	92	61
加 工 水 産 物 製 造 業		3		1	2
魚 介 類 等 行 商 業		-			
かき作業場	一 類	-			
	二 類	-			

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成25年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	7	4	28
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	4	4	16
集団給食	大量調理施設	4	4	16	
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	0	3	0
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	7	3	21
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	62	2	124
1回	食品製造業	上記以外の製造業	108	1	108
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	130	1	130
		学校, 病院, 社会福祉施設	48	1	48
	食品販売業	食肉, 魚介類	218	1	218
1回/2年	上記以外	飲食店営業(一般食堂)	274	0.5	137
1回/3年	上記以外	飲食店営業(その他)	120	0.33	36
1回/4年	上記以外	喫茶1類, 3類	7	0.25	2
1回/5年	上記以外	加工水産物販売, 氷雪販売, 乳類販売, 喫茶2類, 行商, 上記以外の許可外	1,646	0.2	329
合 計			2,635	25.28	1,213

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成25年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		1,237	1,201	-
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	274	177	0
	仕出し・弁当	112	204	0
	旅館	18	16	0
	その他	120	88	0
菓子(パンを含む)製造業		78	88	0
乳処理業		0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0
乳製品製造業		0	0	0
集乳業		0	0	0
魚介類販売業		104	126	0
魚介類競り売り営業		1	4	0
魚肉練り製品製造業		0	0	0
食品の冷凍または冷蔵業		2	0	0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		1	4	0
喫茶店営業		139	41	0
あん類製造業		0	0	0
アイスクリーム類製造業		3	14	0
乳類販売業		178	154	0
食肉処理業		4	3	0
食肉販売業		114	164	0
食肉製品製造業		1	1	0
乳酸菌飲料製造業		0	0	0
食用油脂製造業		1	1	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	1	0
みそ製造業		12	11	0
しょう油製造業		1	1	0
ソース類製造業		4	3	0
酒類製造業		2	0	0
豆腐製造業		4	6	0
納豆製造業		0	0	0
めん類製造業		9	22	0
総菜製造業		49	61	0
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		2	2	0
食品の放射線照射業		0		0
清涼飲料水製造業		2	7	0
氷雪製造業		1		0
氷雪販売業		1	2	0

(注)施設数は、平成25年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		1,274	1,064	-
給食施設	学 校	8	8	0
	病 院 ・ 診 療 所	7	16	0
	事 業 所	4	10	0
	そ の 他	38	46	0
乳 搾 取 業		17	0	0
食 品 製 造 業		357	40	0
野 菜 果 物 販 売 業		133	159	0
総 菜 販 売 業		144	162	0
菓 子（パンを含む）販 売 業		195	179	0
食 品 販 売 業（上記以外）		298	309	0
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		0	7	0
添 加 物 の 販 売 業		50	64	0
氷 雪 採 取 業		0	0	0
器 具 ・ 容 器 包 装、おもちゃの製造業又は販売業		23	64	0

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		165	135	-
加 工 水 産 物 販 売 業		162	132	0
加 工 水 産 物 製 造 業		3	3	0
魚 介 類 等 行 商 業		0	0	0
かき作業場	一類	0	0	0
	二類	0	0	0

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成25年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		366	-	
小 計		364	-	
食 品	魚 介 類	10		
	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	1		
	凍 結 直 前 に 加 熱 さ れ た 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品			
	凍 結 直 前 未 加 熱 の 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品			
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類			
	魚 介 類 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	41		
	肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	21		
	乳 製 品	6		
	乳 類 加 工 品 (ア イ ス ク リ ー ム 類 を 除 き、マ ー ガ リ ン を 含 む)	2		
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓	5		
	穀 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	53		
	野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	176		
	菓 子 類	31		
	清 涼 飲 料 水	18		
	酒 精 飲 料			
	氷 雪			
	水			
	か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品			
	そ の 他 の 食 品			
	添 加 物 及 び そ の 製 剤			
器 具 及 び 容 器 包 装				
お も ち ゃ				
乳	小 計	2	-	
	生 乳			
	牛 乳	2		
	低 脂 肪 牛 乳			
	加 工 乳			
	そ の 他 の 乳			

(5) 集団食中毒発生状況

(平成25年)

No.	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫 食 者 数	有 症 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設	喫 食 場 所	事 件 の 概 要	発 生 要 因
1											
2											
3											
4											
5											

該当なし

(注) 集団食中毒: 有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 狂犬病予防業務の状況

(平成25年度)

区分	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
登 録 頭 数	3,870	2,824	1,046
	(361)	(160)	(201)
予 防 注 射 頭 数	2,328	1,649	679

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(平成25年度)

区 分	施 設 数			立入検査件数	監視指導率(%)		
	総数	府中市	神石高原町				
計	337	299	38	139	41.2		
薬 局	33	30	3	42	127.3		
薬局製造販売業(薬局製造業)	4	3	1	4	100.0		
医薬品販売業	小 計	14	13	1	25	178.6	
	店 舗 販 売 業	12	12	0	24	200.0	
	卸 売 販 売 業	1	1	0	0	0.0	
	薬 種 商 販 売 業	1	0	1	1	100.0	
	特例販売業	小 計	2	-	2	2	100.0
		一 般	2	0	2	2	100.0
		駅 構 内 売 店	-	0	0	0	-
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	18	18	0	17	94.4		
管理医療機器販売業・賃貸業	266	235	31	49	18.4		

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(平成25年度)

区 分	施 設 数				立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総 数	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 町			
計	40	4	26	10	25	62.5	
製 造 業	3	3	0	0	0	0.0	
輸 入 業	1	1	0	0	0	0.0	
販 売 業	小 計	34	-	24	10	25	73.5
	一 般	23		19	4	19	82.6
	農 業 用 品 目	10		4	6	5	50.0
	特 定 品 目	1		1	0	1	100.0
業 務 上 取 扱 者	小 計	2	-	2	-	-	-
	電 気 め っ き 事 業	1		1	0	0	0.0
	金 属 熱 処 理 事 業	-		0	0	0	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	1		1	0	0	0.0
	し ろ あ り 防 除 事 業	-		0	0	0	-

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

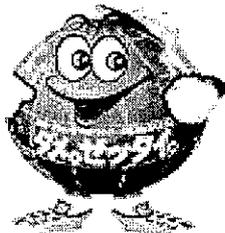
(平成25年)

区 分	施 設 数 等				立入検査件数	監視指導率(%)	
	総数	福山市	府中市	神石高原町			
計	2,391	2,142	213	36	396	16.6	
麻薬	小 計	504	455	46	3	133	26.4
	家庭麻薬製造業者	-	0	0	0	0	-
	卸売業者	4	4	0	0	1	25.0
	小売業者	218	191	25	2	77	35.3
	病 院	43	39	3	1	26	60.5
	一般診療所	199	182	17	0	12	6.0
	歯科診療所	1	1	0	0	0	0.0
	飼育動物診療施設	28	27	1	0	7	25.0
	研究者	11	11	0	0	10	90.9
	大麻	研究者	-	0	0	0	0
向精神薬	小 計	1,112	999	94	19	130	11.7
	卸売業者	-	0	0	0	0	-
	免許みなし卸売販売業者	75	75	0	0	1	1.3
	免許みなし薬局	276	242	31	3	80	29.0
	小売業者	-	0	0	0	0	-
	病 院	49	44	4	1	27	55.1
	一般診療所	388	348	34	6	13	3.4
	歯科診療所	266	240	21	5	0	0.0
	飼育動物診療施設	51	43	4	4	7	13.7
	試験研究施設	7	7	0	0	2	28.6
覚せい剤	小 計	1	1	-	-	1	100.0
	施用機関	-	0	0	0	0	-
	研究者	1	1	0	0	1	100.0
覚せい剤原料	小 計	774	687	73	14	132	17.1
	取扱者	7	7	0	0	2	28.6
	薬 局	276	242	31	3	83	30.1
	病院・診療所	437	392	38	7	40	9.2
	飼育動物診療施設	51	43	4	4	7	13.7
	研究者	3	3	0	0	0	0.0

(注1) 施設数は、平成25年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。
このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となつて図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成25年度)

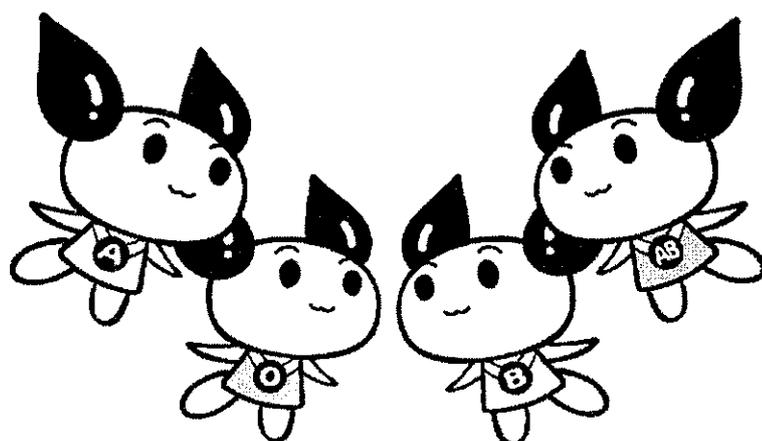
区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験		4	0	
定 量 試 験	ア セ ト ア ミ ノ フ ェ ン	2	0	
	カ フ ェ イ ン	2	0	

(5) 献血状況

(平成25年度)

区 分		総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
受 付 者 数		1,006	936	70
献 血 者	計	840	780	60
	2 0 0 m L	15	9	6
	4 0 0 m L	825	771	54

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	65	155	16	(147) 66	-	-	-
	法による届出	57	130	15	(73) 52			
	条例による届出	8	25	1	(74) 14			
VOC(揮発性有機化合物)	計	2	2	-	(1) 1	-	-	-
	法による届出	2	2	0	(1) 1			
一般粉じん	計	34	211	10	(111) 20	-	-	-
	法による届出	8	64	3	(68) 8			
	条例による届出	26	147	7	(43) 12			
特定粉じん	計	3	-	3	(6) 3	-	-	-
	発生施設届出	0	0	0	(0) 0			
	排出等作業届出	3		3	(6) 3			
ダイオキシン類	法による届出	9	10	0	(64) 7			
水質汚濁	計	380		12	51	1	-	-
	法による届出	295		10	37	1	0	0
	条例による届出	85		2	14	0	0	0
	法による許可	10		0	14	2	0	0

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件 数
汚染土壌処理業	-	0	0	0	0	0	
法による届出			1	0			
法による申請			3	1			
条例による報告			3	0			
化学物質対策	条例に基づく指導						

(注)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類回収業事業者数	101	19	21	0	0

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数は、平成25年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成25年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度から の繰越分	本年度 発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	9	3	6	1	-	5	-	2	1	-
	(調査指導延件数)	(9)	(7)	(2)	(0)	(10)	(0)	(3)	(1)	(0)
処 理 済	9	3	6	1	0	5	0	2	1	0
翌年度へ繰越	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成25年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
対 応 件 数	4	4	0

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覽表

(平成26年3月31日現在)

区分		市 町	総 数	府 中 市	神 石 高 原 町
硫 黄 酸 化 物	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法		1 (1)	1 (1)	0 (0)
	簡易測定法		- (-)	0 (0)	0 (0)
窒 素 酸 化 物	吸光光度法又は 化学発光法		1 (1)	1 (1)	0 (0)
	簡易測定法		- (-)	0 (0)	0 (0)
一酸化炭素			- (-)	0 (0)	0 (0)
光化学オキシダント			1 (1)	1 (1)	0 (0)
浮遊粒子状物質			1 (1)	1 (1)	0 (0)
微小粒子状物質			- (-)	0 (0)	0 (0)
炭化水素			- (-)	0 (0)	0 (0)
降下ばいじん			- (-)	0 (0)	0 (0)
浮遊粉じん			- (-)	0 (0)	0 (0)
風風向速			1 (1)	1 (1)	0 (0)
温湿度度			- (-)	0 (0)	0 (0)
日射量			- (-)	0 (0)	0 (0)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成25年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	福山	4		1	1		2		
	福山北部	2					2		
	松永	1					1		
	府中	1		1					
注 意 報	福山	-							
	福山北部	-							
	松永	-							
	府中	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量、窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注意報	0.12 以上	" " 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(平成25年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質	河 川 (湖 沼 を 含 む)	河川: 芦田川・赤屋川下流	12
		河川: 芦田川・御調貯水池(上層・下層)	
		河川: 芦田川・御調川3	
		河川: 高梁川・帝釈川河口	
		河川: 高梁川・新小城橋下流	
		河川: 高梁川・帝釈川貯水池入口	
		湖沼: 三川貯水池(上層・中層・下層)	
		湖沼: 帝釈川貯水池(上層・中層・下層)	
		出口川 5地点	12
		見谷川 1地点	4
		汚	海 域
濁	海 水 浴 場		
	地 下 水	定期モニタリング 3地点, 概況調査 2地点	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査		
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	鶴飼工業団地内	1
	酸 性 雨		
	そ の 他		
	騒 音 調 査		
	土 壌 汚 染		
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	府中市教育センター	2
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		総数	届出等 受理件数	府 中 市	神 石 高 原 町	福 山 市
し尿処理施設	施設数	-				
	立入検査件数	-				
ごみ処理施設	施設数	-				
	立入検査件数	-				
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-				
	立入検査件数	-				
公共下水道 終末処理場	施設数	1	0	1		
	立入検査件数	-		0		
浄化槽保守点検業者	施設数	10	6	2	0	8
	立入検査件数	1		0	0	1

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	634	4	56	99	12	320	6	16	2	1	3
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	612	2	56	95	10	309	6	16	1	1	3
+ うち積替え保管を含むもの('a)	13	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0
B 処分業(b ; b = c + d + e)	22	2	0	4	2	11	0	0	1	0	0
中間処理業(c)	20	2	0	4	2	10	0	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
産業廃棄物 A											
小計(a + b)	581	2	49	86	10	286	5	14	2	1	2
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	561	1	49	82	8	276	5	14	1	1	2
+ うち積替え保管を含むもの('a)	12	1	0	2	0	1	0	1	0	0	0
処分業(b ; b = c + d + e)	20	1	0	4	2	10	0	0	1	0	0
中間処理業(c)	18	1	0	4	2	9	0	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
特別管理産業廃棄物 B											
小計(a + b)	53	2	7	13	2	34	1	2	0	0	1
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	51	1	7	13	2	33	1	2	0	0	1
+ うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分業(b ; b = c + d + e)	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
中間処理業(c)	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 平成25年度末時点の所管業者の許可件数及び平成25年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 平成25年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 平成25年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 平成25年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 平成25年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	登録・許可業者数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届 出 受 理 件 数	
					廃止	その他
引 取 業	61	4	2	-	1	1
フロン類回収業	23	3	1	-	1	1
解 体 業	4	0	0	-	0	1
破 碎 業	1	0	0	0	0	0
合 計	89	7	3	-	2	3

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成26年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可		届出等受理件数				定期検査				
	事業者	処分量者	うち熱回収	事業者	処分量者	事業者	処分量者	事業者	処分量者	廃止		その他		事業者	処分量者			
										事業者	処分量者	事業者	処分量者					
施設数合計	43	-	43	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	16	-	-		
中間 処理 施設 数	小計	41	-	41	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	16	-		
	汚泥	脱水	3	0	3	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	-	
		乾燥	-	0	0	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
		天日乾燥	-	0	0	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	廃油	焼却	2	0	2	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0	
		油水分離	-	0	0	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-	0	0	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
		廃プラスチック類	破碎	2	0	2	-	-	1	-	0	-	0	-	0	-	2	-
			焼却	2	0	2	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0
		木くず・ がれき類	破碎	28	0	28	-	-	0	-	0	-	0	-	1	-	9	-
	焼却		2	0	2	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	
	その他	-	0	0	0	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0	
	最終 処分 場 施設 数	小計	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
安定型		2	0	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
管理型		-	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
P C B 廃棄物保管事業所	39	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-		
産業廃棄物事業場外保管届	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-		

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(6) 産業廃棄物に係る協議等
【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成25年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	98	98	13	秋田, 愛媛, 大分, 大阪, 岡山, 香川, 高知, 鳥根, 東京, 徳島, 兵庫, 福山, 山口	廃油, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 金属くず, 方ラスくず, 陶磁器くず, 廃石膏ボード, がれき類, ばいじん	0		
特管	7	7	1	岡山	感染性産業廃棄物	岡山産興㈱	0	
計	105	105	14		計 13 種類		0	
産廃								
特管								
計					計 種類			

(記入要領) 1 平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成25年7月24日	福山地域産業廃棄物不法投棄防止連絡協議会	福山庁舎	市町, 河川国道事務所, 海上保安署, 郵便事業㈱, 福山支所, 福山森林事務所, 福山市農業協同組合, 関係警察署, 広島県	19	(1)福山地域産業廃棄物不法投棄防止連絡協議会設置要綱の改正について (2)県の産業廃棄物不法投棄防止に関する取組等について (3)会員の取組状況等について (4)協議会パトロール(府中市, 神石高原町分)について (5)その他

試験検査業務

試験検査の実施状況

(単位:件)

(平成25年度)

検査項目		件数(1,666)	件数()	件数()		
感染症関係 細菌学的検査	合計 A	13	0	0		
	赤痢菌	0				
	コレラ菌	0				
	チフス・パラチフス菌	4				
	その他	9				
	腸管出血性大腸菌	9				
	その他	0				
食品衛生関係 検査	合計 B	426	0	0		
	食中毒	小計	1	0	0	
		細菌学的検査	1			
		理化学的検査	0			
		その他	0			
	食品等	細菌学的検査	小計	282	0	0
			成分規格・一般	68		
			かき	5		
			その他	209		
		理化学的検査	小計	143	0	0
			成分規格	11		
			添加物使用基準	98		
			残留農薬・有機スズ	10		
	その他	24				
環境保全関係 検査	合計 C	1,227	0	0		
	工場・事業場 排水	小計	817	0	0	
		細菌学的検査	291			
		理化学的検査	一般項目・栄養塩等	350		
			重金属等有害物質	125		
			VOC等有害物質	51		
	その他	0				
	廃棄物	小計	146	0	0	
		重金属等有害物質	63			
		VOC等有害物質	7			
		その他	76			
	大気	小計	0	0	0	
		煙道測定に伴うばい塵等	0			
		重油中硫黄分	0			
その他		0				
その他	264					
その他	合計 D	0	0	0		
	医薬品等	0				
	その他	0				
合計 (A+B+C+D)	1,666	0	0			

(注)件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で2種以上の検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

その他の資料

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧

(平成26年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	設置者	定員	TEL	設置年月日	施設の種類等
た保 め健 の活 施動 数の	神石高原町保健福祉センター	720-1522	神石郡神石高原町小島1701番地	神石高原町		0847-89-3366	平成16年	市町保健センター
	豊松保健センター	720-1704	神石郡神石高原町下豊松534-1	神石高原町		0847-84-2160	平成16年	
	府中市保健福祉総合センター(リ・フレ)	726-0011	府中市広谷町919番地3	府中市		0847-47-1310	平成16年	
	府中市上下保健センター	729-3431	府中市上下町上下2101番地	府中市		0847-62-2231	平成16年	

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成26年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
運 携 の た め の 団 体	福山・府中地域保健対策協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	地域保健対策協議会
	府中市健康地域づくり審議会	726-8601	府中市府川町315 府中市健康福祉部健康政策室内	0847-43-7210	健康づくり推進協議会
	府中市献血推進協議会	726-0011	府中市広谷町919-3	0847-47-1310	献血推進協議会
	神石高原町献血推進協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1701	0847-89-3366	
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市社会福祉協議会内	0847-47-1294	民生委員児童委員協議会
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748 小島交流館内	0847-85-2330	
	福山市社会福祉協議会	720-0032	福山市三吉町南2-11-22	084-928-1330	社会福祉協議会
	府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町919-3	0847-47-1294	
	神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748	0847-85-2330	

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
職 能 団 体	福山市医師会	720-0032	福山市三吉町南2-11-25 福山市医師会館内	084-922-0243	医師会
	府中地区医師会	726-0002	府中市鞆町496-1 府中地区医師会館内	0847-45-3505	
	松永沼隈地区医師会	729-0105	福山市南松永町2-8-12 保健福祉センター内	084-933-6299	
	深安地区医師会	720-2117	福山市神辺町下御領682-1 亀川病院内	084-966-0066	
	福山市歯科医師会	721-0937	福山市南蔵王町6-19-34 福山市歯科医師会館内	084-941-4444	歯科医師会
	府中地区歯科医師会	726-0005	府中市府中町93-10 小西歯科医院内	0847-41-2900	
	神石郡歯科医師会	729-3511	神石郡神石高原町高光2032-6 秋山歯科医院内	0847-87-0011	
	(社)福山市薬剤師会	720-0815	福山市野上町3-12-1	084-926-0588	薬剤師会
	(社)広島県医薬品登録販売者協会 福山支部	720-0825	福山市沖野上町6-9-33 オキノガミ薬品	084-921-0067	医薬品登録販売者協会
	(社)広島県看護協会 福山・府中支部	720-2121	福山市神辺町湯野21-1 福山市市民病院付属神辺診療所内	084-963-3710	看護協会
	(公社)広島県栄養士会備後支部	723-0017	三原市港町一丁目3番22号 ケアハウス サンライズ港町 柄崎良美	0848-61-5788	栄養士会
	広島県歯科衛生士会 福山・府中地区会	720-1131	福山市駅家町万能倉758 門利 まり	084-976-2188	歯科衛生士会
	(公社)広島県獣医師会福山支部	729-0112	福山市神村町3107-6(事務局:おだ動物病院)	084-933-0474	獣医師会
	(公社)広島県獣医師会備後支部	728-0023	三次市東酒屋町306-65 広島県衛生指導協会三次分室内	0824-64-2080	
福山調理研究会	720-0814	福山市光南町3-10-6	084-922-2486	調理師会	
同 業 組 合	府中食品衛生協会	726-0003	府中市元町1	0847-46-3880	食品衛生協会
	神石郡食品衛生協会	720-1812	神石郡神石高原町油木乙1994-2 神石高原商工会内	0847-89-0001	
自 主 組 織	さつき会	720-0011	府中市広谷町919-3 障害福祉サービス事業所わかば内	0847-45-3370	精神障害者家族会
	神石高原町精神障害者家族会 (やまほうしの会)	720-1522	神石郡神石高原町小島1701 神石高原町保健福祉センター内	0847-89-3366	
	府中断酒会(上下支部を含む)	729-3212	府中市阿字町1709-1	090-7372-4186	断酒会
	広島県薬物乱用防止指導員福山地区協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	薬物乱用防止指導員地区協議会
そ の 他 の 団 体	アングンテ	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター(医療保健課)	0847-47-1310	精神保健福祉ボランティアグループ
	みらくる会	726-0011	府中市広谷町929-3	0847-46-4133	

